

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成29年3月3日（金）午後3時00分～午後3時35分
2. 開催場所 大和高田市 消防署2階 大会議室
3. 出席委員 (17名)

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	松田 榮義	7	梅田 昌宏	13	速水 保
2	奥本 正嗣	8	稲岡 丈介	14	今村平治郎
3	寺田 勉	9	水井 豊		
4	藤本 佳昭	10	増田 武雄	16	藤岡 秀信
5	高井 信安	11	森本 輝雄	17	中島 惠敏
6	弓場 一郎	12	藪内 聿彦		

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農地法第4条規定による申請の件

議第3号 農地法第5条規定による申請の件

議第4号 農地法第18条第6項規定について通知の件

議第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第6号 農地法第3条第2項第5号による下限面積（別段面積）の設定について

議第7号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

議第8号 その他

1) 畑作転換申請承認について

2) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 仲川博通

事務局補佐 龍 節子

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から3月の定例委員会を開催致します。本日は委員17名全員出席されていることを報告致します。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1の議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に11番、森本委員と12番、藪内委員のお二人を指名致します。続いて議事日程、第2の会議書記の指名につきましては、事務局の仲川局長と龍補佐を指名しますので、よろしくお願い致します。

議 長 それでは、ただ今から議事日程、第3の議事に入ります。まず、議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第3条第1項について申請の件、これについて説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、売買による所有権移転のための移動でございます。番号1番、申請地、大字松塚□□□番2(田)789㎡、譲受人、大字松塚、□□□□、譲渡人、大字松塚、□□□□、売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は、39,223㎡と下限面積は満たしております。場所は、調査順序表第□番目、近鉄松塚駅より□□へ約300mのところがあります。以上、議第1号につきましては1件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。まず、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、全部効率利用要件につきましては、受人の世帯の耕作に必要な機械の保有状況や農作業の従事からみて、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況など、特に今回取得する農地の隣接地が受人の耕作地であることから、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと考えます。次に、権利の取得後の常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からして、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、受人の耕作物の内容及び耕作規模からしても、農業上の総合的利用には、従来のとおり支障がないものと考えます。以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可物件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長 なしとの声がありましたので採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議第2号、農地法第4条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域内の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。番号1番、申請地、大字勝目□□番3(畑)207㎡、申請人、香芝市関屋北二丁目、□□□□□、転用目的は、貸露天資材置場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第□番目、よのもと保育園より□□へ約50mのところがあります。番号2番、申請地、大字今里川合方□□番1(田)836㎡、大字今里川合方□□番3(田)327㎡、大字今里川合方□□番4(田)327㎡、大字今里川合方□□番5(田)327㎡、申請人、御所市大字柳町、□□□□□、転用目的は、貸し露天資材置場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第□番目、クリーンセンターより□へ約20mのところがあります。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して

頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告をお願い致します。

部会長

それでは、農地部会の審議内容を報告させていただきます。大字今里川合方の□□さんの転用申請ですが、以前に畑作転換されて、一部に野菜を作付けされ、残りは土を盛った状態になっております。それを整地して使用されるようです。資材置場として借りたい要望があったための申請であります。排水は申請地の南側と西側に水路があり、雨水は自然浸透で各水路へ排水される計画です。汚水の発生は有りません。地元水利組合の同意書も添付されております。周囲に農地はなく被害などは無いものと思われまます。農地の状態としてはよいものではありませんが、農地部会としてはやむを得ないであろうという審議結果でした。続きまして大字勝目の申請ですが、南側の土地所有者から資材置場として借りたいとの要望があったための申請です。北側に畑がありますが、盛り土の際には土砂が流出しないようにされるとのことで雨水は自然浸透で南側の土地を通じて道路側溝に排水されます。勝目の水利組合の同意も頂いております。転用に際し、周囲に被害もないように思われまますので、農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。以上農地部会での審議結果の報告とさせていただきます。

議 長

ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局

大字勝目の申請地の農地区分につきましては第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、申請内容からして造成費用がかからない計画ですので、資金証明の添付は求めていません。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後よりすぐに着手ということですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用目的からして妥当であると判断致します。続いて大字今里川合方の申請地の農地区分につきましては第2種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で金融機関の通帳の写しも添付されておりますが、申請地内の土の整地であるため、転用の目的を達成する資金として妥当であると判断致します。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より早々に着手したいということですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用目的からして妥当であると判断致します。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議第2号について何かご意見、ご質問のある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議 長

それでは、ご質問等がないようですので採決致します。この議第2号、農地法第4条規定による申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第2号については、県へ送付することに決定致します。次に、議第3号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書2ページをお願い致します。議第3号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域の農地を売買による所有権移転により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。番号1番、申請地、大字池田□□□番地(田)1,277㎡、大字池田□□□番1(田)1,307㎡、大字池田□□□番1(田)1,096㎡、譲受人、香芝市五位堂五丁目、(株)□□□□□□、譲渡人、奈良市東登美ヶ丘二丁目、□□□□、申請地は、売買による所有権移転で、太陽光発電設備への転用申請でございます。場所は、調査順序表第□番目、高田西中学校より□□へ約300mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。以上、議第3号につきましては1件の申請でございます。

ます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して
頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告をお願いします。

部会長 それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。大字池田の5条太陽光発電設備へ
の転用についてですが、申請地の1筆は休耕されておりますが、2筆は田として使用されてお
ります。どちらも整地のみで設置されます。雨水のみで素堀の側溝などを設けて既設の水路に
排水されます。地元水利組合や隣地農地の同意も頂いております。被害もないように思われ
ます。農地部会では妥当な申請であろうとの審議結果でした。以上、農地部会の審議内容の報
告とさせていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基
準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 それでは説明させていただきます。大字池田の申請地の農地区分は、第2種及び第3種農地と判
断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は会社の資金でまかなう計画で、
金融機関の通帳の写しも添付されており転用の目的を達成する資金として適当であると考え
ます。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、申請者からの
聴取によりまして、許可後よりすぐに着手とのこととあります。また、計画面積につきま
しては、転用の目的、事業規模からしても妥当な面積であると考えます。以上、ご審議よろしくお
願い致します。

議 長 ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第3号について何かご意
見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議 長 ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。議第3号、農地法第5条規定によ
る申請の件についてについて、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手でお願い致しま
す。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第3号は県へ送付することに決定致します。続いて議第4号を議題と
致します。事務局より説明願います。

事務局 議第4号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。本件は、農地の
耕作について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったもので
ございます。番号1番、申請地、大字根成柿□□□番地(田) 1,295㎡、借受人、大字根
成柿、□□□□、貸出人、京都府船井郡瑞穂町、□□□□、解約理由は、高齢のためござい
ます。以上、議第4号につきましては1件の通知でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問など
ございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。

(なしの声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、議第4号は事務局処理と致します。続いて、議第5号を議題
と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利
用集積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に対し
て、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で
書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせていただきます。整理番号1番、利用権の設

定を受ける者、大字根成柿、□□□□、利用権を設定する者、京都府船井郡瑞穂町、□□□□、利用権を設定する農地、大字根成柿□□□番地（田）1,295㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は平成29年3月1日から平成32年2月29日までの3年間でございます。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しまして、その旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など、何かございましたら挙手でお願い致します。何かございませんか。
（なしの声あり）

議 長 　なしとの声がありましたので、異議がないということで採決致します。それでは、議第5号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので議第5号は、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。次に議第6号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議案書3ページをお願い致します。議第6号、農地法第3条第2項第5号による下限面積（別段の面積）の設定について説明を致します。これにつきましては、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できるようになっています。また、農業委員会の適正な事務実施について、平成22年12月22日付の農林水産省経営局長通知の一部改正により、各農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとされました。これに基づきまして、平成29年度の下限面積（別段の面積）の設定について、次のとおり提案するものでございます。農地法施行規則第17条第1項の適用について方針、現行の下限面積（別段の面積）20アールの変更は行わない。理由、平成29年2月末現在の農家台帳システムに登録されている管内の農家で20アール以上の農地を耕作している農家が全農家数の4割を下らないためでございます。以上でございます。

議 長 　ただ今、議第6号について事務局から説明ありましたが、この件につきましては農政部会でご審議をお願い致しますので、その結果を部会長より報告をお願い致します。

部会長 　それでは報告させていただきます。2月の委員会終了後に農政部会を開催し、来年度の下限面積について検討致しました。議案書3ページに載せておりますとおり、平成29年2月現在の下限面積20アール未満の農家戸数が全体の40%を下らないため、下限面積20アールといたします。以上、報告致します。

議 長 　ただ今、議第6号について部会長より報告のあったとおりですが、この件につきまして何かご質問などございましたら挙手でお願いします。
（なしの声あり）

議 長 　特にご質問などがないようですので、採決致します。それでは、議第6号について原案のとおり、別段の面積は20アールに決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。
（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議第6号、第3条第2項第5号による別段の面積は20アールとさせて頂きます。続きまして、議第7号、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題と致します。なお、この件につきましても農政部会でご審議頂いておりますので、藤本部会長より説明をお願い致します。

部会長 説明させて頂きます。平成28年度の活動の点検・評価並びに平成29年度の活動計画について農政部会において、事務局(案)を検討致しました。活動の点検・評価(案)については、28年度に実際に活動した数字等を入れております。活動計画につきましては、7月以降、新農業委員及び推進委員さんの活動になりますので、28年度と同様の活動計画にさせて頂いております。農政部会におきましては、この案のとおり議案としてお諮りいただくことに決定致しました。内容等を事前に見て頂き、部会以外の委員の方にもご意見を求めなければならないところではありますが、昨年度の計画等と変更はしておりませんので、ご承認頂きますようお願い致します。以上報告させて頂きました。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、農政部会長より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声多数)

議 長 なしとの声を頂きましたので採決致します。それでは、議第7号、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、案を消し、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画として、市のホームページ等に掲載することと致します。なお、この案件につきましては、昨年までは市のホームページ等に30日間掲載し、農民からの意見を反映することとされておりましたが、平成29年度から農業委員会で決定することとなりましたので申し添えておきます。次に議第8号、その他の1番を議題と致します。それでは事務局から説明願います。

事務局 議第8号、その他1番、畑作転換申請承認について説明致します。番号1番、申請地、大字今里□□□番地の一部(田)1,077㎡のうち500㎡、申請人、今里町、□□□□、田から畑への変更であります。場所は、調査順序表第□番目、クリーンセンターより□へ約50mのところであります。畑作転換申請の承認につきましては1件の申請で、書類上は具備されております。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査を願っておりますので、農地部会長より調査結果の説明を願います。

部会長 それでは、報告させて頂きます。申請地は現在も畑として利用されており、水はけが悪く作りにくいため土を入れられるようです。西側は他の方の農地ですが、そちらより控えて土を入れられるようです。農地部会では妥当な申請であろうとの審議結果でした。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに農地部会長より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 なしとの声がありましたので採決致します。それでは、議第8号、その他1番、畑作転換申請についてを承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第8号、その他1番、畑作転換申請については事務局処理に決定致します。次に議第8号、その他2番、専決処分の報告、報告第1号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議案書5ページをお願い致します。議第8号、その他2番、専決処分の報告について、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します。本件は、相続により農地の権利を取得した時の届出分について、専決処理を行った事後報告でございます。番号1番、申請地、大字奥田□□□番2(田)450㎡、大字奥田□□□番地(田)1,411㎡、相続人、大字奥田、□□□□、平成29年2月20日、相続による権利の取得の届出で、あつせん希望はされておりません。番号2番、申請地、大字奥田□□□番地(田)1,015㎡、大字奥田□□□番地(田)1,293㎡、相続人、大字奥田、□□□□、番号1番、2番いずれも平成29年2月20日、相続による権利の取得の届出で、いずれの方もあつせん希望はされておりません。以上、農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、2件の届出でございます。

議 長 ただ今の専決処分の報告第1号の案件につきましては、委員の皆様への報告とさせていただきます。続いて議第8号、その他2番、専決処分の報告第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第8号、その他2番、専決処分の報告について報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告であります。今回議案と致しましたのは、平成29年1月26日から平成29年2月24日までの報告分でございます。番号1番、転用届出地、南今里町□□番1(畑)723㎡、南今里町□□番2(畑)6.61㎡、譲渡人、今里町、□□□□、転用届出地、南今里町□□番1(畑)614㎡、譲渡人、今里町、□□□□、転用届出地、南今里町□□番2(畑)23㎡、南今里町□□番2(地目)畑(現況)田、56㎡、譲渡人、大阪府吹田市、□□□□、譲受人は、いずれも奈良市東九条町、有限会社□□□□で、それぞれ売買による所有権移転による一戸建専用住宅への転用届出であります。平成29年2月2日に確認委員の今村委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。以上、第5条関係1件5筆の専決処分の事後報告でございます。

議 長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。
(なしの声あり)

議 長 なしとの声がありましたので報告第2号を終わります。確認委員の今村委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございました。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

議 長 他にないようですので、委員の皆様方には大変ご苦労様でした。これで3月の定例委員会を終らせて頂きます。

議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 松田 榮義
署名委員 森本 輝雄
署名委員 藪内 聿彦